

住宅瑕疵担保責任任意保険
引渡前の住戸の保険責任に係る特約条項

(引渡前の住戸の保険責任)

第1条 住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条第1項において「被保険者が瑕疵担保責任を履行したことによって被る損害」としていることについては、事故が発生したときに、同一建物内に保険の申込があった住戸で引渡前のものがある場合は、当該住戸に係る修補に要する費用についても保険金を支払います。

(損害の範囲)

第2条 前条に基づく修補に要する費用として保険金を支払うべき損害の範囲は、次の各号に掲げる費用とします。

- (1) 被保険者が支出すべき直接修補に要する費用
- (2) 修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査に要する費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限ります。

(支払限度額)

第3条 第1条の保険金の支払限度額は、引渡前の1住戸につき2,000万円とします。

(普通保険約款との関係)

第4条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。